

報告第 6 号

釧路地域 6 市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、釧路地域 6 市町村合併協議会規約第 17 条第 2 項の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額 5,700 円とする。ただし、釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町及び音別町の長、助役その他常勤職員並びに北海道職員から選任された委員（以下「関係市町村の長等」という。）については、これを支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、会長が属する市町村の例により一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、関係市町村の長等が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。